

小郡中学校『いじめ防止基本方針』

【平成30年3月改定】

1 小郡中学校いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 小郡中学校いじめ防止基本方針の意義

本校においては、これまで、いじめの問題の解決をめざして様々な取組を講じてきたところであります。

しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本校においても、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることが必要である。

そこで、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の趣旨を踏まえ、国が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定、最終改定平成29年3月14日、以下「国の基本方針」という)、県が定めた「福岡県いじめ防止基本方針」(平成26年福岡県決定、最終改定平成30年2月16日、以下「県の基本方針」という)及び小郡市が定めた「小郡市いじめ防止基本方針」(平成26年2月小郡市決定、改定平成30年3月、以下「市の基本方針」という)を参考に、本校においても、いじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施できるように「小郡中学校いじめ防止基本方針」を定めた。「小郡中学校いじめ防止基本方針」は、法の規定により実施すべき対策について、「国の基本方針」、「県の基本方針」及び「市の基本方針」に沿って、いじめの問題に対する学校の役割と責任、または取り組むべき事柄を明確化したものである。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでにも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。したがって、いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(3) 国のいじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

「国の基本方針」は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

(4) 福岡県のいじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

「県の基本方針」は、上記の法制定の意義や国の方針の基本的な考え方を参考に、県においても、法を踏まえた対策が、体系的かつ計画的に推進されるようにするため、国の方針に沿って、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることを定めたものである。

(5) 小郡市のいじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

「市の基本方針」は、上記の法制定の意義や国や県の方針の基本的な考え方を踏まえ、いじめの問題に対する学校及び教育委員会、家庭、地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明らかにするとともに、取組の充実を図ることを定めたものである。

2 いじめの定義及び防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」第2条(定義)より】

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的、物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。
 - ・心理的な影響：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
 - ・物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

(2) いじめ防止等に関する基本理念

生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、生徒間のトラブルは軽微なものも含めて、常にその解消に向けて指導していく。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるように指導していく。

また、いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりではなく、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為である。

いじめは、どの学級にも、どの生徒にも、起こり得るとの認識をもって取り組む必要があり、いじめを受けている子どもに対しては、最後まで守り抜く姿勢で丁寧な関わりをもっていく。

いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域、家庭等との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていく。とりわけ「いじめを生まない教育活動の推進」をすることは、いじめ未然防止の意味からも重要であり、すべての教職員が日々意識し実践していくことが大切である。

〈いじめを生まない教育活動の推進〉

- すべての生徒に「いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと」の理解の徹底 [生徒の心に響く人権学習の創造][命の教育の推進]
- 生徒の豊かな情操や道徳心の涵養 [基本的生活習慣の定着と規範意識の育成]
- 心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成 [人間関係・集団づくり]
- ストレスに適切に対処できる力の育成 [自己健康管理能力の育成]
- 自己有用感や充実感を感じられる学校づくりの推進 [体験活動の充実]
- いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する保護者への啓発 [保護者啓発]

(3) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

- ① 学校は、学校の内外を問わずにいじめが行われることなく、すべての生徒が安心して学習及びその他の活動に取り組むことができるよう、保護者及び関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むものとする。また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止のための対策を講じるものとする。

- ② すべての教職員は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等、いじめの防止に全力を挙げて努めるものとする。また、いじめの兆候を決して看過しないため、研修等を積み重ねる中で生徒の変化を見る目を養い、いじめの早期発見のための力量向上に努めるものとする。
- ③ すべての教職員は、いじめの情報を学校内で共有していくものとする。
(情報共有しないことは、法の規定に違反し得ること)

(5) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえて事実確認・実態把握をし、先入観を排して生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。また、心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒がいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していく。インターネットや携帯・スマホを利用したいじめは、深刻な影響を及ぼし、刑法上の名譽毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るため、日頃からの指導の充実と理解など、適切に対応していく必要がある。

国の方針にあるように、いじめが教職員(大人)の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、教職員(大人)が気付きにくく判断しにくく形で行われることを認識し、全ての教職員(大人)が連携し、生徒のわずかな変化に気付く力を高めることが大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処をしていく。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を校内いじめ防止対策委員会へ情報共有することは必要となる。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを校内いじめ防止対策委員会で判断するものとする。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えは無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(6) いじめの態様

いじめの具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断する。

- ① わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ② 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ③ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ④ 金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑥ インターネット掲示板、SNS、メール等で、誹謗中傷やいじめに係る画像・動画等を拡散される
- ⑦ 性的少数者等、特にきめ細かな対応が必要な生徒に対して傷つく発言や行動をする

(7) いじめの解消の判断

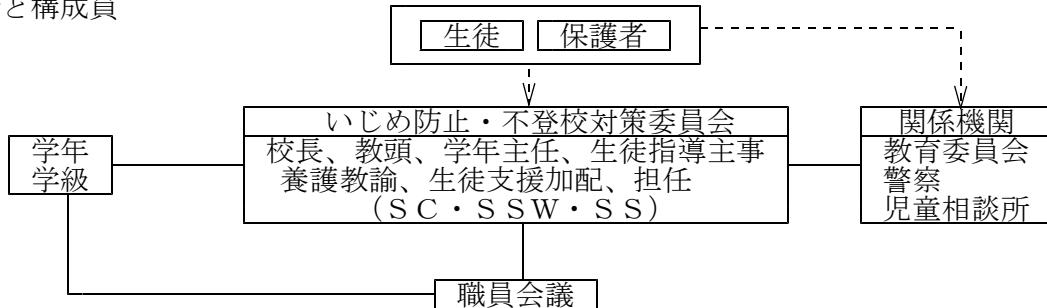
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの用件が満たされていることを適切に見定め、判断する。

- ① いじめに係る行為がやんでいること。（少なくとも3か月を目安とする）
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

3 いじめ未然防止・早期発見・早期解決の取組

(1) 校内いじめ防止対策委員会

① 組織と構成員



② 組織の役割

- いじめ防止および早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析、情報の収集と共有
- いじめ事実の確認、対応や対策案の検討
- いじめを受けた生徒および保護者に対する事実関係の説明と相談・支援
- いじめを行った生徒および保護者に対する指導・助言
- 当該学級・学年等への指導体制の強化および支援、いじめのSOSキャッチ体制の充実
- 外部組織への協力要請(専門的な知識を有する関係者等との連携)や小郡市教育委員会への報告、小郡警察署への通報など
- ケース会議、議事録の集積
- 教職員研修の実施
- ③ 毎月1回の定例会および必要に応じて開催
- ④ いじめに対する取組の点検・検証等を行い、必要に応じて基本方針や計画の見直し等を行う

(2) いじめの未然防止のための具体的取組 ～いじめに向かわない態度・能力の育成～

いじめを防止するには、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。

そのため、以下の事項に重点的に取り組む。

- ① すべての授業において、生徒が参加し学び合いができるわかる授業づくりに取り組む。
 - 個に応じた習熟度別学習や個別学習、補充学習などを取り入れる
 - 生徒が主体的に学ぼうとする態度を育てる
- ② チャイム席、正しい姿勢、発表の仕方・聞き方の指導等、学習規律の徹底に努める。
- ③ 教育活動全体を通じて、生徒にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育、人権・同和教育の充実を図る。
 - 道徳の授業を要に、「思いやり」「生命・人権」を大切にする指導の充実に努める
 - 道徳の授業に、いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める
 - 自分とともに、他の人も大切な存在であることを認めようとする態度を育成する
 - いじめの本質や構造を理解させ、いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることをしっかりと受け止めさせ、人権や人権擁護に関する基本的な知識を身に付けさせる
- ④ 互いに協力してやり遂げたときの、達成感や感動を共有できる集団づくり学年集団づくり・学級集団づくり・仲間づくりに取り組み、いじめが起きにくい集団を育成していく。
 - 構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を活用し、コミュニケーション力や社会性を養う
- ⑤ 体験活動を通して、生徒が人と関わることの喜びや大切さに気づき、他の役に立っている、他人から認められているという自己有用感や自己存在感を感じられるような場を設定する。
 - ボランティア活動・異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う
- ⑥ 達成感や感動、人間関係の深化が得られるような視点に基づき、学校行事の主体的な運営および自尊感情を高める学校行事を企画・実施し、生徒の自己有用感や自己肯定感の育成をする。
- ⑦ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーン等を行うなど、子どもたちが自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう指導・支援を行う。
- ⑧ 生徒が安心して相談できるよう日頃からの信頼関係の構築に努め、学期に1回の教育相談期

間を設け、全生徒に教育相談を実施する。

⑨ 校内研修や職員会議で、教職員に本校の「いじめ防止基本方針」の周知し、いじめ防止についての共通理解・共通実践ができるよう研修を行う。

○ 教師はすべての生徒に対して、ひとりの人間として対等な関係であることを自覚し、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方には細心の注意を払う

⑩ 育てたい生徒像の明確化・共有化、取組の重点化を図り、小中一貫した取組を推進する。

⑪ P T A や地域の会合等において、本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、いじめ(ネットいじめも含む)に対し、家庭・地域が児童生徒への「あいさつ運動」「声かけ運動」など、積極的に相互協力できる関係づくりを進め、取組の共通化を図る。

⑫ 生徒にインターネットの利用のマナーとモラルについて学習させ、インターネット上の不適切な書き込み等が、重大な人権侵害行為であることをしっかりと理解させる。また、保護者に対して、携帯電話等のフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を呼び掛ける。なお、『スマホに関する小郡中生徒会宣言(H28.5月生徒総会可決)』及び『携帯・スマホ等の使わせ方宣言(H28.4月PTA総会可決)』の周知徹底を図る。

⑬ 「小郡中学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載するとともに、入学時や各学年の開始時には、生徒、保護者、関係機関等に説明し、協力や理解を促していく。

(3) いじめの早期発見の取組

いじめは、外から見えにくい形で行われていることが多く、兆候を見過ごしてしまう危険性が高いことから、全教職員が自覚と責任をもって、子どもが発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。

① 教職員による日々の観察の中で、気になる言動等に気を配り、いじめの早期発見に努める。

② 生活ノートの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

③ いじめに関するアンケートやいじめの早期発見のためのチェックリストを毎月活用する。

④ 全校生徒を対象とし、学期に1回(6月・11月・2月)教育相談を実施するとともに、日頃からの教職員の声かけ等をする中で、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。

⑤ いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多いことから、家庭用チェックリストを活用するなど、保護者の観察と協力を得られるよう保護者との信頼関係の構築に努める。

⑥ 教職員の共通認識を図るために、少なくとも年2回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

⑦ 情報収集に心がけ、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の把握に努める。

(4) いじめの早期対応・早期解決の取組及び保護者との連携

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「校内いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解決まで組織的に全力で取り組む。

① いじめを発見した場合は、まず、被害生徒の安全を確保するとともに、校長に報告する。

② いじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長に報告し、事実の有無を確認する。

③ 「校内いじめ防止対策委員会」を招集して対応を協議し、適切な役割分担を行い、被害生徒のケア、加害生徒等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。

④ いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

○ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言・支援を継続的に行う

○ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるとときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒を一定期間別室等において学習を行う等の措置を講ずる(学校教育法第十一條の規定)

○ いじめられている生徒の心のケアは、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら対応する

⑤ いじめが確認された場合は、被害生徒・加害生徒の保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

- ⑥ 傍観者の立場にいる生徒たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
⑦ 場合によっては、学校内だけでなく関係諸機関や専門家と協力をして解決にあたる。

(5) 関係機関と連携した取組

- ① 小郡市教育委員会へは、定期的に報告を行う。
 - ② 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、小郡市教育委員会および小郡警察署等と連携して対処する。

(6) 年間計画

	いじめ防止 対策委員会	いじめ アンケート	保護者用 チェックリスト	教育相談 期間	教職員研修及び研修内容
4月	○	○			生徒の実態把握（気になる生徒について）
5月	○	○	○		家庭訪問後の情報交換 小中連絡会
6月	○	○			職員研修（SC「教育相談とその手法について」） 保護者啓発（地区懇親会）
7月	○	○	○	○	ケース会議（不登校を兼ねる）
8月	○	○		△	職員研修（冊子「福岡県いじめ問題総合対策」「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用）
9月	○	○			
10月	○	○	○		ケース会議（不登校を兼ねる）
11月	○	○			職員研修（事例研究）
12月	○	○		○	
1月	○	○	○		ケース会議（不登校を兼ねる）
2月	○	○			職員研修（事例研究）
3月	○	○		○	小中連絡会

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
○いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
(例) ・生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

③ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ① 事態を真摯に受け止め、迅速な対応と事態解決のための取組を丁寧に行う。
 - ② 重大事態が発生した旨を、小郡市教育委員会に速やかに報告する。
 - ③ 小郡市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - ⑤ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ防止等に関する学校評価

学校におけるいじめ等の事案を隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、自校の取組を適正に評価する。

- ①いじめの早期発見等の取組に関すること
 - ②教育相談活動の実施に関すること
 - ③規範教育の推進に関すること
 - ④インターネット・携帯電話等のモラル教育に関すること
 - ⑤支え合う人間関係づくりのための学年・学級集団づくりに関するこ

なお、学校評価においていじめの取組に関する評価は、PDCAサイクルに基づき行い、その結果を以後の取組に活かしていく。